

学研災付帯海外留学保険(略称：付帯海学)の募集体制等について

標記保険の募集体制等の実施については、下記の通りとします。

1. 幹事保険会社について

- (1) 国立大学については、学研災付帯学生生活総合保険に準じた枠組みで実施することとする。
- (2) 公立及び私立の大学については、幹事保険会社を東京海上日動火災保険株式会社とし、非幹事保険会社としての共同引受保険会社の選定については、大学の意向を尊重する。

2. 幹事保険会社のシェアについて

国立大学については、本協会が各社にシェア配分することとするが、公立及び私立大学に係る幹事保険会社のシェアについては、原則として幹事保険会社として機能するために必要と思われる最低シェアを本協会から各大学に呈示して、その率以上の配分を要請することとする。

幹事保険会社（東京海上日動火災保険株式会社）の最低シェアとして大学に呈示する割合：35%

なお、既に非幹事保険会社が海外旅行保険 企業包括契約の取扱保険会社となっていて、それを非幹事保険会社によって付帯海学に移行する場合の幹事保険会社の割合は、個別に協議することとする。

3. その他

(1) 事務経費負担について

付帯海学の実施に要する事務経費の負担割合等については、関係保険会社間において協議のうえ決定することとする。被保険者証の発券業務についてはメインシェアを占める代理店が行うことを原則とするが、関係保険会社間において協議のうえ決定することも可とする。

(2) 代理店の指定

① 国立大学

幹事代理店：東京海上日動火災保険株式会社の現地代理店

非幹事代理店：有限会社国大協サービス

② 公立及び私立の大学

幹事代理店：大学が指定する東京海上日動火災保険株式会社の現地代理店

非幹事代理店：大学が指定

以上